

芽室町農業振興計画策定の基本事項

1 計画策定の目的

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、TPP11 や日欧EPA等の国際経済連携協定の発効に伴う影響や、後継者不足や高齢化の進行による担い手の減少、雇用就農者の減少のほか、重要病害虫・家畜伝染病や有害鳥獣による農作物被害も引き続き課題となっており、多様な外的要因への対応が求められる等の厳しい状況が続いています。

これに対する農業政策面では、農林水産省は中小家族経営に改めて光を当て、多様な担い手の必要性に言及し、食料自給率に新概念を打ち出すなどした新たな「食料・農業・農村基本計画」を本年3月に策定したところです。

本町においても国の方針に沿った中で農業を取り巻く環境の変化に対応し、芽室町総合計画に掲げる農業施策を推進するための取り組みについて、本町農業の課題と強みを深く掘り下げて検討し、より芽室らしさを打ち出した具体的な計画を策定することで、「農業王国めむろ」が有する国内有数の食料基地としてのポテンシャルを存分に発揮できるよう取り組みを進めていく必要があります。

これらを踏まえ、策定する計画をより実効性の高いものとするため、農業者、関係機関・団体、消費者、行政が、対話を重ねた信頼の醸成の基、チーム芽室として互いに連携し、農業の現場で一層効果が高まるような計画を策定するものです。

2 計画期間

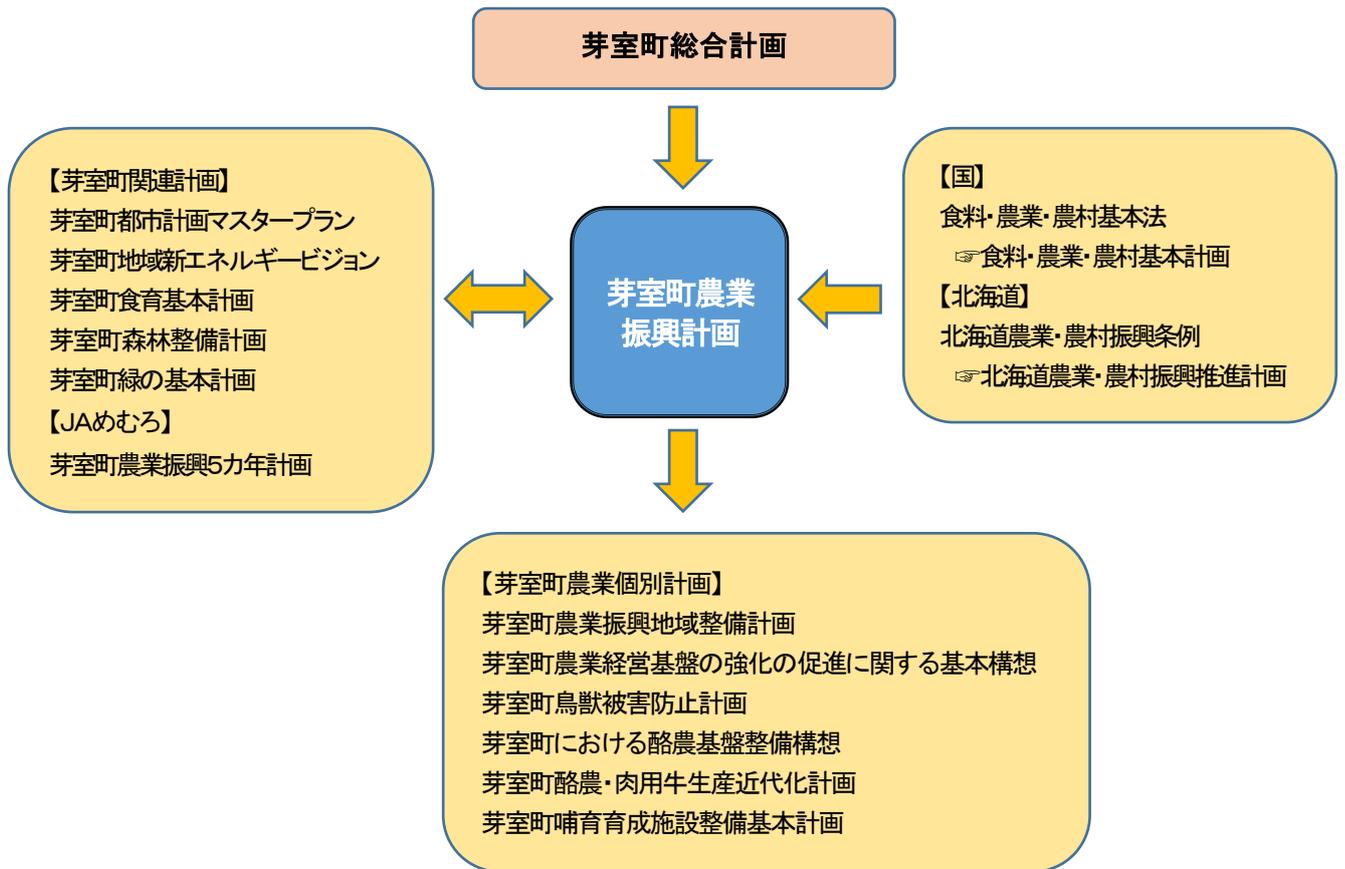
本計画は、令和3年度を初年度とし、概ね8年後を目標年度とした計画とします。国・道の方針に沿ったなかで、農業を取り巻く国際化の流れや技術革新等の社会情勢の変化に対応するため、中間年である4年後を目処に計画内容を精査し、必要があれば見直しを検討します。

3 計画の位置づけ

芽室町農業振興計画は、芽室町総合計画で示した本町が農業分野で目指すべき基本方針とその実現に向けた政策を実現するための個別具体的な目標と取り組みを示すものです。

同時に、図1に示すように国や北海道が示す指針を踏まえつつ、「芽室町総合計画」を上位の計画として位置づけ、「芽室町農業振興地域整備計画」、「芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」、「芽室町食育基本計画」、国・道等の農業関係計画及び「芽室町都市計画マスタープラン」、JAめむろの「芽室町農業振興5カ年計画」等関連計画との調整、整合を図るものとします。

図1



芽室町農業振興計画策定の検討体制

1 芽室町農業振興計画策定検討会議

会議は、図 1 に示すとおり、少人数の農業に対する広範な知見を有する委員で構成する「委員会」と専門的な知見や多様な視点により議論を深めるため、農業者のほか、学識経験者や町民等の多くの方達に個別専門的集団に分かれて検討し、御意見をいただく「部会」で構成しています。

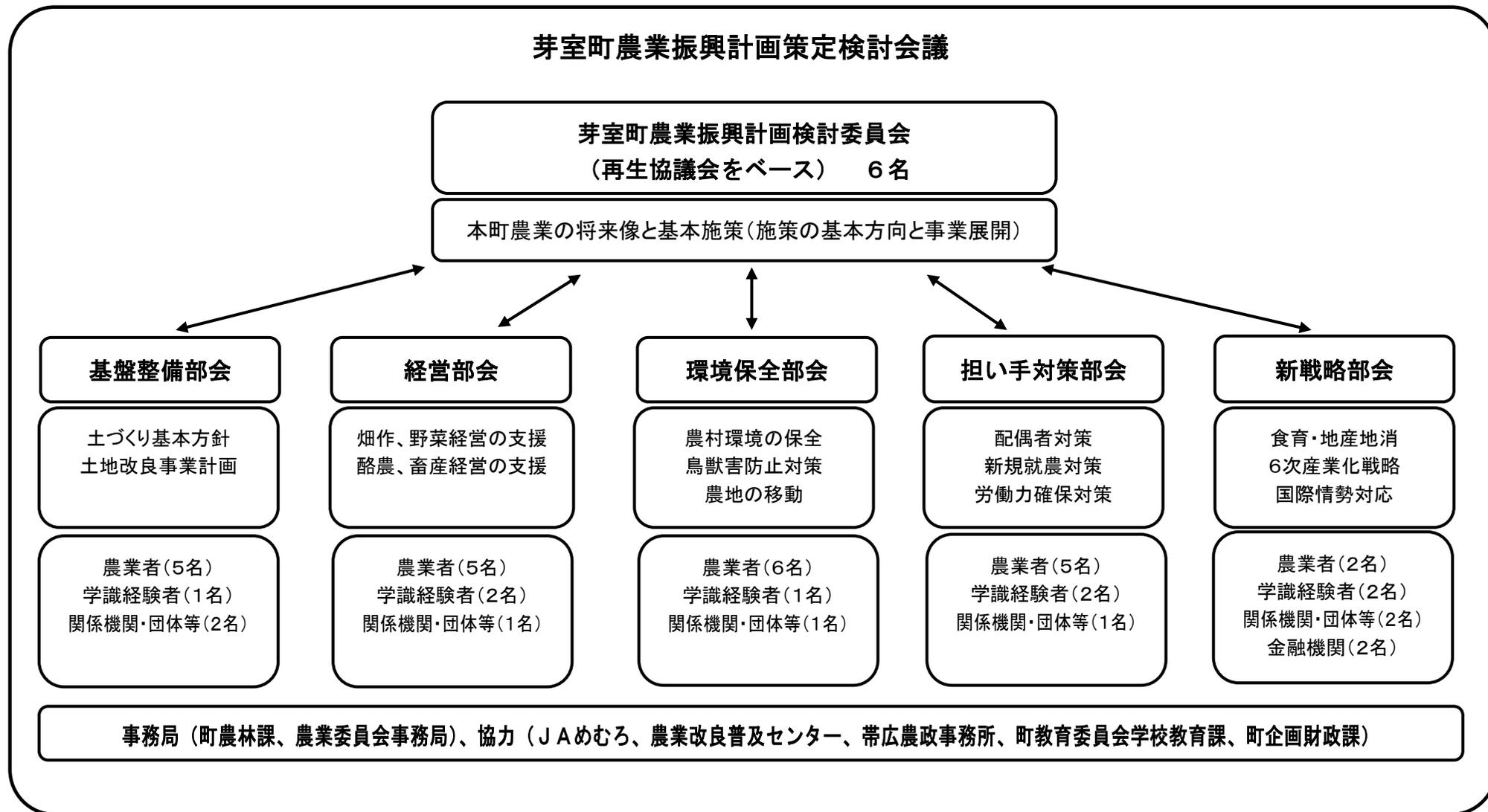
(1) 委員会

芽室町農業再生協議会をベースとする 6 名で構成し、町がつくる計画原案及び素案について審議し、計画を策定するための御意見をいただいています。

(2) 部会

計画内容が広範であることから、専門分野により 5 つの部会を設置し、各部会を農業者、関係機関・団体、学識経験者、町民等の 8 名で構成し、町が計画原案をつくる際や素案化する際の「専門的知見」や「町民意見」の反映の一環として、提示された施策案に対する検討・助言を行っていただくもので、全 40 名の町民等の参画により、幅広い議論が行われています。

図 1



※委員会には委員長と副委員長を置く。

各部会は8名構成とし、部会長・副部会長を置く。(部会には、合計40名の町民等が参画)

農業者～(指導)農業士・JA青年部・JA女性部・芽室町農村青年連絡協議会等の農業者団体からの推薦者

学識経験者～商工会、社会福祉協議会等からの推薦

関係機関・団体等～農政事務所、農業改良普及センター、十勝農業試験場、土地改良事業団体連合会、とち財団、公募による町民等

金融機関～北海道銀行・帯広信用金庫

芽室町農業振興計画策定に向けた検討経過

年月日	会 議 等	主 な 内 容	備 考
令和元年8月27日	芽室町農業振興計画策定検討会議 第1回合同会議（委員会、部会）	農業振興計画の策定方針、計画策定体制と委員会及び部会の役割、芽室町農業振興計画の構成案、全体スケジュール、正副委員長・正副部会長の選出	委員、部会員への委嘱状交付
12月16日～20日	芽室町農業振興計画策定検討会議 第2回部会（基盤整備、経営、環境保全、担い手対策、新戦略の5部会）	本町農業の現状と課題、施策の方向性	
令和2年 2月4日～3月23日	芽室町農業振興計画策定検討会議 第3回部会（基盤整備、経営、環境保全、担い手対策、新戦略の5部会）	検討分野に係る計画素案（現状、将来像、課題に係る施策の方向と取り組み内容）	
4月23日～28日	芽室町農業協同組合関係各部との意見交換	計画素案（現状、将来像、課題に係る施策の方向と取り組み内容）を説明し、意見交換	営農部、農産部、食品販売部、信用部、畜産部、経済部
5月28日	芽室町農業振興計画策定検討会議 第2回委員会	計画素案（現状、将来像、課題に係る施策の方向と取り組み内容）	書面開催
6月19日（予定）	芽室町議会総務経済常任委員会	基本事項、検討体制、計画素案（現状、将来像、課題に係る施策の方向と取り組み内容）、スケジュールを説明	進捗状況の説明

芽室町農業振興計画の記載項目案(目次形式で表示)

I	農業振興計画の策定について	1
	1 策定の趣旨	
	2 計画の性格	
	3 計画期間	
	4 策定の体制	
	5 計画の進行管理	
II	芽室町農業の現状	
III	将来像と基本施策	
IV	施策の基本方向と事業展開	
	《基本方向1 担い手の育成・確保と労働支援体制の確立》	
	1 担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備	
	2 経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応	
	《基本方向2 農業の応援団づくりと新戦略への支援》	
	1 食育・地産地消に関する事業の拡充(農業の応援団づくり)	
	2 芽室町農畜産物のPRと販路拡大の支援	
	3 防風林の普及促進による風害対策支援	
	《基本方向3 農業生産性の向上と経営基盤支援》	
	1 クリーン農業と土づくりの推進	
	2 指導体制(農業振興センター運営等)への継続支援	
	3 農業生産振興対策の継続	
	4 農作物有害鳥獣対策の強化	
	5 「芽室町における酪農基盤整備構想」の実現	
	《基本方向4 農地・土地改良施設の整備・充実》	
	1 土地基盤整備の推進による快適で豊かな農村づくり	
	2 農業用水の安定供給	
	3 農業排水施設の保全・整備	
	4 土地改良施設の維持管理	
V	参考資料	
	1 計画策定の体制と経過	
	2 用語解説	

芽室町農業振興計画策定に向けた検討内容

【主な検討内容】 ※ 各部会による計画素案の検討内容から抜粋

基盤整備部会

検討項目 1 土づくり支援の充実

課題(1) 堆肥センターの老朽化、散布体制の確立

取組③ マッチングシステムの構築

アンケート調査等で散布希望圃場を把握し、需要（畑作農家）と供給（酪農家）のマッチングを推進します。

検討項目 2 農地・土地改良施設等の整備・充実

課題(2) 農地の継続的な基盤整備

取組② 畑地かんがい施設整備の推進

降雨不足による干ばつ、強風による風害を軽減するため、畑地かんがい施設整備を進め、畑地かんがい用水の普及促進を図る。

経営部会

検討項目 1 畑作、野菜経営の支援

課題(3) 経営支援体制の強化

取組② 農業者の経営技術研修制度の確立

町、J A、普及センター、N O S A I 等関係機関が連携し、農業者向けの経営技術研修制度を確立する。

検討項目 2 畜産・酪農経営の支援

課題(1) 国等の補助事業の活用、資金借り入れに伴う利子補給等支援の検討

取組① 国の補助事業の活用、資金繰り入れに伴う利子補給等支援の検討

機械導入時、施設整備時の資金借り入れ時の負担を軽減するため、利子補給等支援策を検討する。

環境保全部会

検討項目 1 農村環境の保全

課題(1) 耕地防風林の伐採に伴う農作物の風害、農村景観の変化

取組② 風向風速等調査を行い、幹線防風林整備計画を策定し、計画に基づき管理する。

検討項目 2 農作物有害鳥獣対策の強化

課題(1) アライグマの生息数拡大

取組① アライグマ防除講習会を開催し、農業者自らが防除従事者となり、駆除体制の強化を図る。

担い手対策部会

検討項目 2 新規就農対策

課題(3) 新規就農者への支援（農外参入者）

取組② 農業後継者のいない農業者と居抜きによる就農希望者のマッチング

農業後継者のいない農業者と居抜きによる就農希望者のマッチングを行い、研修から就農までの体制の構築を検討します。

検討項目 3 労働力確保対策

課題(3) 農福連携の推進

取組① 関係機関と連携した農福連携の実施

令和元年度の実施の際に出た課題を精査しながら、関係機関と連携し農福連携に取り組んでいきます。

検討項目 4 農地の移動・集積

課題(2) 新規就農者の農地確保

取組① 新規就農者の農地取得

新規就農者への農地の斡旋、取得について課題を整理し、農地取得の促進について検討します。

新戦略部会

検討項目 1 食育・食農及び地産地消推進について

課題(2) 食農教育の指導者不足

取組① 食農教育の重要性を周知し、指導者を増やす。

検討項目 2 6次産業化等推進について

課題(1) 町としての6次産業化支援策の方向性の決定

取組① 6次産業化市町村戦略を定める。

取組③ 商品開発の可能な町内加工施設設置の検討

◎ 計画素案「本町農業の現状、将来像、課題に係る施策の方向と取組内容」

基盤整備 部会

検討項目 1 土づくり支援の充実

現状

本町では、平成 16 年から堆肥センターを稼働させ、町内の家畜ふん尿を中心に野菜残渣等を原料とし循環型農業を実践してきました。近年では施設の老朽化により、多額の維持管理コストが発生している状況となっていることや、散布時期の集中により、散布ニーズに十分な対応ができていないことが課題となっております。

また、省力作物及び高収益作物へ作付が偏重し、地力対策上重要な位置づけとなっているてん菜の作付面積が減少しています。このことにより、本来の輪作体系が崩れ、土壌病害虫の発生原因となっています。

将来像

- 安定的に堆肥を供給することができる「堆肥センター」の整備
- 散布体制の確立による堆肥供給支援
- 輪作体系の適正化による持続可能な農地の実現

課題

課題(1) 堆肥センターの老朽化、散布体制の確立

理由

建設から 15 年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、多額の修繕費が毎年発生している状況にある。また、需要は多くある一方で、散布時期が集中してしまうことや散布機の台数に限りがあり物理的に困難なこと、散布業者が足りていないなどが理由で、十分な対応ができていない。

施策の方向

安定した堆肥供給を行っていくために、老朽化した既存施設の計画的な修繕や作業受委託体制を整備し、また、独自に散布を行っている酪農家と畑作農家とのマッチングシステムを構築していきます。

取組① 既存施設の整備

老朽化した施設の計画的な改修に向けて、関係機関と調整を図り推進します。

取組② 作業受委託体制の確立

関係機関と連携して受委託体制の確立を図ります。

取組③ マッチングシステムの構築

アンケート調査等で散布希望圃場を把握し、需要（畑作農家）と供給（酪農家）のマッチングを推進します。

課題(2) 適正な輪作体系の維持

理由

省力作物及び高収益作物へ作付が偏重し、地力対策上重要な位置づけとなっているてん菜の面積が減少している。このことにより、本来の輪作体系が崩れ、土壌病害虫の発生原因となる。

施策の方向

国・町の補助事業を活用し、畑作4品を基本とした営農を推進するとともに、関係機関と連携しながら地力向上を目的とした輪作体系を維持していきます。

取組① 国・町の補助事業活用

補助事業を活用し、作業機械の導入や抵抗性品種等の作付を推進します。

取組② 専門機関の営農指導

北海道やJAなどの関係機関と連携し、営農指導を行っていきます。

検討項目2 農地・土地改良施設等の整備・充実 ※土地改良事業から変更

現状

農業生産の基礎である農業基盤整備を推進するため、地域状況に応じて計画的に、国営・道営・団体営土地改良事業を実施しております。事業実施に当たっては、受益者や地域の要望を反映しながら、農地・土地改良施設等の整備・充実に向けた取組みを進めてきました。

国営・道営事業により整備した土地改良施設や農業用水施設は、事業主体からの管理委託や譲与契約により、地元自治体が維持管理を行うこととなり、範囲の増大、経年による施設・設備の老朽化が進み、維持管理体制の充実や管理に伴う予算確保が課題となっております。

また、農地の基盤整備については、意欲の高い担い手から、地域状況の課題に応じた要望が多数ある状況にあり、継続的な基盤整備への取組みが必要となっております。

将来像

- 持続的に機能が発揮される「土地改良施設」の保全・整備
- 農業生産に必要な水量が安定的に確保される「農業用水施設」の保全・整備
- 安全・安心で良質な農作物を持続的に生産できる優良な「農地」の充実

課題

課題(1) 土地改良施設・農業用水施設の老朽化

理由

建設してから20年以上経過している施設が多数存在し老朽化が進んでいることから、土地改良施設や農業用水施設の異常が増加傾向にある。また更新や維持管理に多大な経費を要する。

施策の方向

老朽化した土地改良施設や農業用水施設の改築・更新等、再整備について、国・北海道等の関係機関と連携して実施し、地元自治体の負担軽減を図ると共に、農業の有する多面的機能の発揮を目的とした、地域協同による土地改良施設等の維持管理活動を継続的に支援し、安定的かつ持続的な維持管理体制の充実を目指します。

取組① 土地改良施設の保全・整備

老朽化した土地改良施設の再整備に向けて、関係機関へ事業実施に向けた要望・調整を図り推進する。

取組② 農業用水施設の保全・整備

老朽化した農業用水施設の再整備に向けて、関係機関へ事業実施に向けた要望・調整を図り推進する。

取組③ 多面的機能の発揮を目的とした地域協同活動の支援

各環境保全組合により進められてきた、多面的機能支払交付金を活用した地域協同による土地改良施設等の維持管理活動を継続的に支援する。

課題(2) 農地の継続的な基盤整備 ※道営土地改良事業の継続的な実施から変更

理由

近年の気候の特徴として、春先の降雨不足による干ばつ、局地的な豪雨等の異常気象の頻発化、冬期の降雪量の減少が挙げられる。このような気候変動が起こっても安全・安心で良質な農産物を生産するため、受益者や地域からは、区画整理、客土、除れき、暗渠排水、畑地かんがい施設整備など、農地の基盤整備を求める要望が多数ある。

施策の方向

農業生産の基盤となる農地の整備は、農村地域を巡回する形で、継続的に道営土地改良事業による整備を推進し、事業推進の目標となる中長期計画に基づく計画的な事業展開を目指します。また、緊急的な課題や比較的小規模な農地の整備は、団体営土地改良事業により、きめ細やかな整備を進めます。

取組① 農地の基盤整備推進

道営土地改良事業により、受益者や地域の要望に応じた農地の基盤整備を継続的かつ計画的に実施する。また、柔軟な対応ができる団体営土地改良事業制度を関係機関に要望し、よりきめ細やかな基盤整備を推進する。

取組② 畑地かんがい施設整備の推進

降雨不足による干ばつ、強風による風害を軽減するため、畑地かんがい施設整備を進め、畑地かんがい用水の普及促進を図る。

経営部会

検討項目 1 畑作、野菜経営の支援

現状

T P P 等による国際情勢の変化、高齢化等による労働力不足・担い手の確保、導入作物の選定、施設整備・機械の導入及び更新、畑作、野菜経営を取り巻く課題は多く、対応策の検討が必要となっている。

将来像

- 省力化機械、農業 I C T 技術の導入による初期負担の軽減
- ブランド力強化、高収益作物の導入支援による農業競争力強化の実現
- 町独自の営農支援体制の確立と経営技術研修制度の充実

課題

課題(1) 国等の補助事業の活用、資金借りに伴う利子補給等支援の検討

理由

労働力不足に対応するための省力化機械の導入や、農業 I C T 技術の導入による労働力やコストの低減を行い、生産性の向上を図る必要がある。

施策の方向

生産性向上に資する機械導入や、施設整備は効果的であるが、補助事業の活用や資金借りに伴う利子補給等により初期投資に係る負担の軽減を行う。

取組① 国の補助事業の活用、資金繰りに伴う利子補給等支援の検討

機械導入時、施設整備時の資金借りに伴う負担を軽減するため、利子補給等支援策を検討する。

課題(2) 国際情勢への対応

理由

T P P等により農畜産物の生産量や価格の下落が懸念されるほか、ブランド力強化による農業所得の向上、確保が必要となっている。

施策の方向

ブランド力強化や高収益作物の導入により農業競争力を強化し、国際情勢の変化に対応可能な経営体質の強化を図る必要がある。

取組① ブランド力の強化

J Aめむろが推進する「十勝めむろ」ブランドの確立に向けた施設整備や、販路拡大策について側面的支援を行う。

取組② 高収益作物の導入支援

圃場ごとに適した高収益作物の情報提供、高収益作物の導入支援を行い、農業所得向上を目指す。

課題(3) 経営支援体制の強化

理由

経営改善、事業承継、規模の拡大など、農業経営に関する課題は多岐にわたっている。加えて、畑作、野菜経営の選択や、高収益作物の導入、I C T農業の実践などこれまでの経験だけでは、対応が難しい課題があり、こうした経営全般に対する支援体制の強化が求められている。

施策の方向

国が設置した農業経営相談に関するワンストップ窓口である「農業経営相談所」は存在するが、町内農家にとって身近なものではない。基本的にはJ A担当窓口等で相談を行っているが、新たな課題に対応するため、必要な支援体制について検討する必要がある。

また、今後大規模化が進み外部人材を雇用する機会が増えることから、現時点で農業者が学

ぶ機会の少ない、「経営全般」に関する知識習得を行う機会を確保する必要がある。

取組① 町独自の経営支援体制の検討

国が設置した「農業経営相談所」は町内農家にとって身近なものではないことから、経営相談が可能な窓口の設置を検討する。第三者目線での経営支援も必要となることから、金融機関等民間企業の参加も検討する。

取組② 農業者の経営技術研修制度の確立

町、JA、普及センター、NOSA I 等関係機関が連携し、農業者向けの経営技術研修制度を確立する。

検討項目 2 畜産・酪農経営の支援

現状

T P P 等による国際情勢の変化、高齢化等による労働力不足・担い手の確保、飼料コストの低減、家畜ふん尿処理施設の整備など畜産、酪農経営を取り巻く課題は多く、対応策の検討が必要となっている。

将来像

- 家畜ふん尿処理の課題解決、省力化機械の導入による飼養頭数、乳量の増加等による所得額の増加、生産性の向上の実現
- ブランド力強化、コスト低減による農業競争力強化の実現
- 町独自の営農支援体制の確立と経営技術研修制度の充実

課題

課題(1) 国等の補助事業の活用、資金借り入れに伴う利子補給等支援の検討

理由

労働力不足に対応するための省力化機械の導入や、乳牛の家畜ふん尿処理の課題を解決し、

飼養頭数や、乳量の増加等による所得額の増加、生産性の向上を図る必要がある。

施策の方向

生産性向上に資する機械導入や、施設整備は効果的であるが、補助事業の活用や資金借りに伴う利子補給等により初期投資に係る負担の軽減を行うことは重要である。

取組① 国の補助事業の活用、資金繰り入れに伴う利子補給等支援の検討

機械導入時、施設整備時の資金借りに伴う利子補給等支援策を検討する。

課題(2) 国際情勢への対応

理由

T P P 等により農畜産物の生産量や価格の下落が懸念されるほか、中小規模の畜産農家支援など畜産・酪農の経営基盤支援等により、農業所得の向上、確保が必要となっている。

施策の方向

ブランド力強化やコスト低減により農業競争力を強化し、国際情勢の変化に対応可能な経営体質の強化を図る必要がある。

取組① ブランド力の強化

J A めむろが推進する「十勝めむろ」ブランドの確立に向けた施設整備や、販路拡大策について側面的支援を行う。

取組② コストの低減

酪農基盤整備構想（哺育育成施設・家畜ふん尿処理施設整備）の実現により、生産コストの低減を図る。

理由

経営改善、事業承継、規模の拡大など、農業経営に関する課題は多岐にわたっている。加えて、法人化やICT農業の実践などこれまでの経験だけでは、対応が難しい課題があり、こうした経営全般に対する支援体制の強化が求められている。

施策の方向

国が設置した農業経営相談に関するワンストップ窓口である「農業経営相談所」は存在するが、町内農家にとって身近なものではない。基本的にはJA担当窓口等で相談を行っているが、新たな課題に対応するため、必要な支援体制について検討する必要がある。

また、今後大規模化が進み、外部人材を雇用する機会が増えることから、現時点で農業者が学ぶ機会の少ない、「経営全般」に関する知識習得を行う機会を確保する必要がある。

取組① 町独自の経営支援体制の検討

国が設置した「農業経営相談所」は町内農家にとって身近なものではないことから、経営相談が可能な窓口の設置を検討する。第三者目線での経営支援も必要となることから、金融機関等民間企業の参加も検討する。

取組② 農業者の経営技術研修制度の確立

町、JA、普及センター、NOSA I 等関係機関が連携し、農業者向けの経営技術研修制度を確立する。

環境保全部会

検討項目 1 農村環境の保全

現 状 ○耕地防風林については、農業機械の大型化が進み、農作業の効率化を図るため、伐採が進んでいる。このため、農作物の風害が懸念されるほか、伐採跡地周辺では、暴風や吹き溜まりが増えている。

風害の軽減と農村景観の保全のため、町による規模の大きな幹線防風林整備の実施を望む声がある。

■地域の草刈り作業等、高齢化や農作業の繁忙により参加者が減少している。
また、役員の担い手も不足し、脱退する保全組合もある。

将来像 ○耕地防風林の維持・造成、幹線防風林の適正整備により、長期的な農業経営や景観保全を図る。

■これまでに造成整備された土地改良施設の多面的機能の有効活用と適正な維持管理を図るため、農業者と地域住民が一体となり農地や農業用排水施設などの農業資源の保全を目指す。

課 題

課題(1) 耕地防風林の伐採に伴う農作物の風害、農村景観の変化

理由 農業機械の大型化により、圃場内でトラクター等が旋回する際に、耕地防風林が支障となり、農作業の効率化を妨げていることから、耕地防風林を伐採する農家が増えている。幹線防風林整備の根拠となる町の防風林を整備するための計画が無い。

施策の方向 耕地防風林の造成支援、幹線防風林整備計画に基づく管理

取組① 耕地防風林保育造成事業補助金を継続し、防風林の効果及び補助事業の周知を強化する。

取組② 風向風速等調査を行い、幹線防風林整備計画を策定し、計画に基づき管理する。

課題(2) 土地改良施設維持の担い手である環境保全組合の減少

理由 組合員の高齢化や、農作業の繁忙などで参加者の減少、また、役員の担い手が不足している。

施策の方向 農業者や地域住民により構成される活動組織への支援

取組① 北海道多面的機能支払事業により、活動組織への支援を実施。

検討項目 2 農作物有害鳥獣対策の強化

現 状 全国的にアライグマによる農業被害が深刻化しており、本町においても数年前から年間30頭前後捕獲されていたが、今年度においては90頭以上捕獲されており、生息数を拡大させているものと考えられる。

エゾシカ対策については、電気柵の購入費助成やハンターによる巡回などを実施しており、平成18年度の捕獲頭数62頭に対し、平成30年度は199頭（過去最高捕獲頭数）に達している。

※捕獲頭数に比例して農業被害額が増減している傾向にある。

また、ハンターの高齢化による担い手不足が深刻化しており、本町の猟友会においても60歳以上の構成割合が半数を越えている状況にある。

将来像 ハンターの高齢化・減少について、ある程度歯止めをかけることはできても、根本的な解決は困難であると考えられる。

よって、農業者による自衛体制の構築やICTや新技術を活用した新たな駆除（防止）方法の導入により、効果的な駆除体制を推進する。

課題

課題(1) アライグマの生息数拡大

理由 外来種であるアライグマは気性が荒く、自分よりも大きな動物にも立ち向かう^{どう}猛な動物である。オオカミや、ピューマなどの大型肉食獣が天敵だが、これらの動物は身近な所には生息していないため、生息域を拡大させている。

施策の方向 農業者の自衛によるアライグマ対策

取組① アライグマ防除講習会を開催し、農業者自らが防除従事者となり、駆除体制の強化を図る。

取組② 捕獲用の箱わなを無償貸与し、駆除に係る費用面での支援を行う。

取組③ 当面の間、捕獲されたアライグマの止めさしは猟友会員が行い、殺処分に対する抵抗感を軽減させる。

課題(2) エゾシカによる農作物被害

理由 1990年代から爆発的に増え続けたエゾシカは、森林にある特定の植物を食べ尽して、小動物や昆虫の生態系のバランスを乱し、結果、餌を求めて人間の生活圏まで張り込んでいる。その結果、道東地方を中心に農林業被害をもたらし、年々深刻さを増している

施策の方向 電気柵及び侵入防止柵の設置等により農作物を守る

取組① 町有害鳥獣対策協議会による電気柵購入費の助成

取組② モデル地区（圃場）への侵入防止柵の設置及び検証

取組③ 地域連携による新たな駆除方法（囲いわな等）の検討

課題(3) ハンターの担い手不足

理由 狩猟者の高齢化に伴い、捕獲の担い手の育成・確保を促進し体制を強化していくことが課題である。

施策の方向 ハンターの担い手確保を進めると同時に、有害鳥獣駆除活動への負担軽減を検討する。

取組① 町有害鳥獣対策協議会による狩猟免許費用の助成

取組② ICTを活用した有害鳥獣の捕獲（省力化の推進）

取組③ 狩猟の魅力発信（環境省 HP：狩猟の魅力まるわかりフォーラム）

担い手対策部会

検討項目 1 配偶者対策

現状

現時点では一定程度の農業後継者が確保されているものの、後継者の配偶者不足が原因により将来的には農業後継者が不足すると想定され、現在においても年間5～10戸程度の農業者が離農しています。

また、芽室町農業後継者対策推進委員会では、芽室町農業委員会が事務局となり、婚活事業等の交流会活動や独身女性を対象とした農村くらし体験受入事業、実習生受入支援事業を実施しているが、参加者の減少などにより限界が見え始めていることから、新たな対策の検討が必要となっています。

将来像

- 配偶者対策だけでなく、後継者がいない農家での実習や労働力確保に繋がる等の様々な形態に対応した農業実習の実施
- 従来の婚活事業ではなく、SNSやゲーム等のIT、男女共同に実施できる内容を取り入れた、青年世代も参加しやすい新たな事業の実施
- 後継者だけでなく、経営者も交えた研修会の実施
- 業種関係なく、青年世代が集まれる場の提供
- SNS等を活用した情報発信

課題

課題(1) 多様な農業後継者の確保

理由

将来的に農業後継者が不足すると、1戸あたりの平均耕作面積が増加に伴い労働力不足や遊休農地が発生することにより、本町の農業が衰退していく可能性があります。

施策の方向

農業後継者の確保・充実の為には、多様な担い手への支援が必要であり、農業の魅力発信や女性農業者等への支援、就農・労働力確保に結びつく農業実習の実施、後継者のいない農家と居抜きでの就農希望者のマッチングなど、今までとは違った視点の事業が重要である。

取組① 農業後継者となる様々な人材の受け入れに対応した、多様な農業実習の実施

農業後継者のいない農家とのマッチングによる、研修から就農に結びつく農業実習の実施や女性農業者の育成、労働力確保等、様々な農業後継者に対応できる農業実習の実施を関係機関と協力し検討します。

課題(2) 男性・女性農業後継者の配偶者確保対策

理由

芽室町農業後継者対策推進委員会が中心となり婚活事業や農業体験実習等を実施しているが、近年は参加者の減少により実績が少なく、現状の事業では配偶者の確保が難しく新たな事業の実施が必要となっています。

また、女性農業者も増加傾向であることから、女性農業者も含めた配偶者対策や農業研修の検討が必要となっています。

施策の方向

農業後継者の配偶者確保の為には、芽室町農業後継者対策推進委員会の今後の方針や民間企業の結婚相談所や専門相談員の設置・活用、農商工業等の業種にとらわれない、交流場所の提供や情報発信の方法等、実施手法の検討が重要です。

また、関係機関からの農業の魅力発信や交流場所の提供のみではなく、農業後継者個々の意識改革も重要となってきます。

取組① 青年世代が参加しやすい新たな事業の実施

従来の婚活事業ではなく、SNSやゲーム等のIT、男女共同に実施できる内容を取り入れた、青年世代も参加しやすい新たな事業の実施を検討します。

取組② 経営者も交えた研修会の実施

農業後継者だけではなく、経営者も対象とした婚活事業に対する意識改革に向けた研修会の実施を検討します。

取組③ 青年世代の交流場所の提供と支援

青年世代が安価で使用できる交流場所を提供し、青年自らの企画による事業の支援を検討します。

検討項目 2 新規就農対策

現状

新規就農の問い合わせは、年間数件はあるものの、既存農家の規模拡大意向が依然強く、取得可能な農地がないのが実情です。本町にも指導農業士・農業士がいる為、農業研修生の受け入れは可能であるが、受け入れまでに至る件数は少なく、仮に研修が実施出来たととしても、農地の確保ができない状況となっています。

本町では、町・芽室町農業委員会・JAめむろの3機関での情報共有体制は構築したものの、農地の確保が難しく、実情を説明して終了となっているのが現状です。

また、農業研修者などを受け入れる研修施設（住宅）がないことや、畑作や野菜の研修では、冬期間の研修メニューが無く、年間を通したメニューの構築も課題であります。

農家子弟においては、芽室町新農業経営者育成システム研修制度を活用し、就農前に農業者として農業や農政に係る知識を養い、農業技術・経営管理の基礎を身につけ、芽室町の基盤産業である農業の担い手として、地域に貢献できるリーダーを育成することを目的に1年間の研修制度や農業に関する基礎的な農業経営講座の実施やアグリカレッジ等の外部機関が開催する各種研修等へ積極的に参加する農業後継者がいるものの、家族労働が主となっており、人手に余裕がなく研修に参加できないケースも見受けられます。

将来像

- 町・芽室町農業委員会・JAめむろとの連携を強化し様々な就農希望者の受け入れの実現
- 農業研修生の住宅確保や研修制度を充実し、研修希望者の受け入れを実施
- 新規就農者の経営が安定するまでの間の支援の強化
- 既存農業者の経営力強化に対応した様々の研修の実施と支援

課題

課題(1) 町・芽室町農業委員会・JAめむろとの連携強化

理由

平成29年度に「新規就農等希望調書」を作成し、3機関での情報共有化を図ったが、現時点では活用案件が殆ど無いが、担い手不足が発生する前段階から3機関の連携を強化していくことが必要となります。

施策の方向

3機関の意向もあることから、それぞれの方向性も踏まえ、再度連携を強化していきます。また、様々なニーズに対応する為にも、必要に応じて関連する企業や団体を加えていく等、多種多様な形態を構築していきます。

取組① 担い手不足を見越した連携の強化

今後発生が想定される担い手不足を見越し、関係機関での情報共有を図り、多種多様な長期的の受け入れ態勢を検討します。

取組② 関連企業の取り込み

関係機関では補えない部分を民間企業と連携し、農業研修の更なる充実化を検討します。

課題(2) 農業研修体制の充実と研修農家の育成

理由

将来的には遊休農地が出てくる可能性がある為、取得可能な農地が出てきた際には滞り無く新規就農ができる体制が必要であり、現時点から新規就農に向けた農外からの参入者を対象とした研修システムの充実が課題であります。

また、研修を実施の際に様々なニーズに対応する為には、町・芽室町農業委員会・JAめむろの他にも指導農業士・農業士会の協力が不可欠で、育成及び連携強化が重要であります。

施策の方向

農業研修制度の充実の為には、様々なニーズに対応した町独自の研修システム構築が必要であり、システムの構築には、関係機関の他に、指導農業士・農業士等の地域のリーダーになる人材の養成や農業関係企業との連携、農業後継者がいない農家の下での農業実習、研修生を受け入れる為の住宅確保等が必要であります。

取組① 研修生住宅の確保

農業研修生の住宅の確保・活用方法を検討します。

取組② 芽室町独自の農業研修制度の構築

農業研修生を受け入れる為、芽室町独自の農業研修制度の構築を検討します。

取組③ 指導農業士・農業士会との連携強化と育成

次世代を担う農業者を育成する為、芽室町「北海道指導農業士・農業士」会との連携を強化し、受け入れ農家の育成を検討します。

課題(3) 新規就農者への支援（農外参入者）

理由

農外からの就農意向は一定程度あるが、農地が無いのが実情です。しかしながら農家戸数は年間5～10件程度減少しており、遊休農地が発生してから検討を開始しては手遅れになる可能性がある為、今後は農外からの就農者確保に向けた支援の検討が必要となります。

施策の方向

新規就農にあたっては、農地の確保がハードルとなる為、芽室町農業委員会や地域の農業者の理解・協力を得て新規就農者の形態に合致した農地を確保できる体制を構築する必要があります。

また、新規就農するにあたり、住宅確保や初期投資、経営が安定するまでには多くの資金が必要であり、国の支援の他に農地や機械、施設整備、設備投資等への町独自の支援の検討や畑作・畜産含め、居抜きでの参入希望者と農業後継者がいない農家とのマッチングなど、新たな対策を検討する必要があります。

取組① 芽室町独自の新規就農支援の検討

就農後の経営が安定するまでの間、住宅確保や初期投資、機械・施設整備に対し、芽室町独自に支援を検討します。

また、就農には必ず必要となる農地が確保できるよう芽室町農業委員会と連携しながら、農地の取得方法を検討します。

取組② 農業後継者のいない農業者と居抜きによる就農希望者のマッチング

農業後継者のいない農業者と居抜きによる就農希望者のマッチングを行い、研修から就農までの体制の構築を検討します。

課題(4) 新規就農者への支援（農家子弟）

理由

近年の農業分野を取り巻く情勢は、変動が大きく、国内外の様々な農業情勢や制度への対応やAI等の高度化された新たな手法の農業への理解促進を図る為にも、農家子弟の育成は今後も必要不可欠であります。

また、個を好む傾向が強く、団体や組織離れが見受けられることから、歯止めをかけることも必要となってきます。

施策の方向

農業後継者に対する既存の研修システムは、今後の多種多様な農業情勢に対応できるように、更なる内容の充実を検討しながら実施していく必要があります。

また、個人での研修の他にも、夫婦での研修実施や、団体単位での研修の支援等、様々な形で参加のしやすい研修の実施を検討する必要があります。」

取組① 国内外の様々な情勢に対応した研修の実施

経営者になった時に安定した経営を実施できるよう、農業後継者の段階で様々な知識や技術を身に付けられるよう研修の実施や自ら企画する研修に対し支援を検討します。

取組② 多種多様な研修の受け入れ

個人のみならず、夫婦を対象とした研修や実施するさいの支援、団体での参加など、多様な受け入れ態勢を検討します。

検討項目 3 労働力確保対策

現状

依然として経営規模の拡大と野菜類の作付増加により労働力不足が生じており、畑作農家については冬期間の雇用が困難で通年雇用が難しく、郊外の畜産農家においては、通年雇用等も可能だが、近隣に従事者用の住宅が無く雇用までに至らないのが実情です。

J Aめむろにおいては、無料職業紹介事業による農作業補助員の斡旋と農作業マッチングシステム「daywork」の活用をしているが、無料職業紹介事業による人員確保は、年々厳しくなり危機的な状況となっています。

農業者が協力して作業受託組織を立ち上げ、作業受委託の斡旋を行う労働支援体制の充実化を図り、農業振興センターの指導や農業者個々の研鑽による技術力の高い受託作業は可能だが、作業委託の希望農業者が増加する一方で、作業受託を希望する農業者の増加が見込まれていません。

また、畑作物の収益補完のために野菜類の導入と産地化の取り組みを行ってきたが、将来的には労働力不足問題により、今後は作付品目の見直しが必要となってきます。

なお、本町においては、労働者確保の一環として、令和元年度から町の農林課、保健福祉課・JAめむろ・社会福祉法人と連携し、障がい者を雇用する農副連携を実施し、今後も内容を精査しながら実施方法を検討していく予定です。

将来像

- 農業従事者用の住宅の確保
- SNS等を活用した新たな労働者が確保できる体制の構築の検討
- シニア世代も巻き込んだ労働者確保の実施の検討
- 外国人労働者の確保
- 農福連携の実施

課題

課題(1) 関連機関や他市町村と連携した労働力確保体制を構築・マッチング

理由

他産業も含め、労働力不足は顕著であり、農業分野においても雇用労賃の高騰や畑作農家における冬期間の雇用問題、郊外畜産農家での従者住宅の不足等、各分野において人員確保は、年々厳しさを増す一方であります。

今後は、どの組織が中心となり、窓口を担うのかも含め、関連する機関が歩み寄ることで、様々なニーズに対応できる芽室町独自の雇用体制を構築していくことが必要となってきます。

施策の方向

畑作農家や畜産農家、企業も巻き込み通年での労働力を確保できる体制を検討していくことが重要で、労働者となる人間の把握や外国人労働者、シニア世代を含めた斡旋窓口、作業受委託のマッチングなど、多種多様に対応できる体制づくりが必要であります。

体制づくり後は、就労環境（どんな地域のどんな農家でどんな作業を行うか）の積極的な情報発信や作業受託実施の為に、国庫補助等の情報発信をしていくことが必要となります。

取組① 民間企業等と連携した労働力確保体制の構築

農業者と企業が連携し、労働者が安心して就労できるよう通年での雇用体制の構築を検討します。

取組② 各世代が利用できるSNS等を活用した労働力の確保

SNS等を活用し、1日限りや短時間での就労等、多様な働き方を想定した体制の構築を検討します。

また、シニア世代も簡単に活用できる内容を検討します。

取組③ 外国人労働者の確保

日本国内の労働者が不足していることから、関係機関と連携しながら外国人労働者の確保について検討していきます。

課題(2) 農業従事者用住宅の確保

理由

畜産農家においては通年雇用が可能であるものの、郊外には従事者が生活できる住宅が無い為、マッチングまで至っていないのが実情であります。

特に、上美生地域は酪農家が集中しており、ふるさと交流センターやまなみの利活用に関わる要望もあることから、令和元年度に取得した旧農試住宅も含めた従事者用住宅の利活用方法について検討が必要であります。

施策の方向

上美生地区にある、ふるさと交流センターやまなみは、都市と農村の交流を推進するとともに、山村留学、農業研修生の受入れを目的に設置されているが、近年は山村留学生活用が主となり、農業分野の活用事例がほとんどないことから、今後は労働者も対応できる仕組みづくりが必要となります。

また、令和元年度に取得した旧農試住宅については、庁内関係各課で活用方法を検討中であり、農業分野でも活用できる方策を検討していきます。

取組① 農業従事者住宅の確保

農業従事者の住宅の確保・活用方法を検討します。

取組② 農業従事者住宅の確保

ふるさと交流センターやまなみの活用方法を検討します。

課題(3) 農福連携の推進

理由

令和元年度から労働力確保の一環として町とJAめむろがつなぎ役を担い、障がい福祉サービス事業所「オークル」と農家のマッチングを実施し、有償でかぼちゃとゆり根を生産する農家で収穫作業を行いました。検証を行った結果、実施内容としては良かったが、賃金や作業内容面で課題が上がりました。

また、個人での実施例も幾らかはあるものの普及までには至っていないことから、理解や普及促進の為に、今回実施した検証結果が次につながるように課題解決が必要であります。

施策の方向

取り組み方次第では、人手不足農家と施設外就労に恵まれない障がい者の双方にメリットがあることから、農作業への障がい者雇用の普及が進むよう関係機関と連携して相互理解を深めていき、人手が必要な作物にも対応できる体制づくりが必要であります。

取組① 関係機関と連携した農福連携の実施

令和元年度の実施の際に出た課題を精査しながら、関係機関と連携し農福連携に取り組んでいきます。

取組② 農福連携の理解促進

農福連携の推進の為には、農業者の理解も必要なことから、庁内関係課や関係機関と連携し理解促進に向けた取り組みを検討します。

検討項目 4 農地の移動・集積

現状

規模拡大志向の農業者が多く、現時点では後継者の充足率が高いため、遊休農地はほとんどなく、農地の担い手への集積は、100%に近い限界値となっています。

しかしながら、農地法第3条の売買取引では、資金力のある者が優先的に農地を取得するため、新規就農者への農地斡旋や規模拡大意向の農業者が思うように購入できないのが現状です。

また、離農後、賃貸を希望する所有者が多く、将来的に借受農家の負担増と流動化の阻害が懸念されます。

将来像

- 遊休農地が発生しないよう、計画的な農地取得の促進の検討
- 新規就農者への農地斡旋の検討

課題

課題(1) 遊休農地が発生しない為の農地の移動と集積

理由

規模拡大意向の農業者も依然として多いが、地域によっては農業の先行きの不安や農業労働力の不足等を背景に経営規模拡大に対する考え方が慎重な農家も出てきている状況であることから、将来的に遊休農地が発生しない為の利用集積を進めることが必要であります。

施策の方向

将来的な農業者の意向を考慮しながら集積化していくことが必要であります。

また、離農後、賃貸を希望する所有者が多く、将来的に借受農家の負担の増加が懸念されることから対応策について道内市町村と連携して要望していくも必要となります。

併せて、芽室町農業委員会の農地パトロールや農業委員の日常的な巡回も強化し、将来的な農地集積や遊休農地発生を防ぐことも重要となってきます。

取組① 計画的な農地の移動

農業者の意向も考慮しつつ、遊休農地が発生しないように、計画的な農地の供給方法を検討します。

取組② 農地パトロールの強化

遊休農地の発生を防ぐ為に、農業委員の農地パトロールや巡回を今後も継続、強化します。

課題(2) 新規就農者の農地確保

理由

現在新規就農者は、金銭面や条件面等様々な理由により、農地の確保が十分にできていないのが現状であります。今後経営規模が限界に達し、遊休農地が出てきた際には、新たな担い手の力も必要になってくることから、資金面も含め現段階から、新規就農者の農地の取得促進の検討が必要となります。

施策の方向

新規就農者が農地を確保できるように、農業委員会や地域の農業者等の関係する機関と連携して、農地が取得しやすい仕組みづくりの検討が必要であり、それに伴い、新規就農者も営農しやすいよう、地域の農業者等の理解や協力が得られるような環境整備が必要であります。

取組① 新規就農者の農地取得

新規就農者への農地の斡旋、取得について課題を整理し、農地取得の促進について検討します。

新戦略部会

検討項目 1 食育・食農及び地産地消推進について

現状

- 町の食育・食農推進活動として、めむろ農業小学校、めむろまるごと給食、農家民泊、食育講演会を行い、地産地消バスツアーを実施し、農業の応援団づくりを進めている。
- 各事業参加者が固定されている。新規の参加者を増加させたい。
- 食農推進活動であるめむろ農業小学校の指導者が不足している
- 町が行っている「まちづくりに関する住民意識調査」では日頃から地産地消を意識して買い物している町民の割合は77%前後を推移し、地産地消を意識している町民が多い。

将来像

食育・食農推進活動参加者が増加し、地産地消の意識が浸透。農業の応援団員が増加している。

課題

課題(1) 食育・食農推進活動の活性化

理由 食育・食農推進活動を実施しているが、参加者が固定されている。新規の参加者が増えるような取組が必要。

施策の方向 食育推進活動の内容を見直すことで活性化を図る。

取組① 各食育事業の学校への周知など周知方法の検討。

取組② 情報の外部発信の強化。

取組③ 観光など他分野と連携して企画力を高め内容を充実させる。

課題(2) 食農教育の指導者不足

理由 現在、既存のめむろ農業小学校の指導者は生産者世代の農業者である。農業体験という性質上、農繁期と重なり、指導者を確保するのが困難。

施策の方向 農業体験における指導者の担い手確保を図る。

取組① 食農教育の重要性を周知し、指導者を増やす。

取組② 情報を発信し、食農教育のPRに努める。

課題(3) 町民の地産地消農畜産物消費促進

理由 芽室町民の地産地消を意識している割合は77%である。意識は高い数値であるので、さらなる地産地消の実行性を高める必要がある。

施策の方向 地産地消を実施に結びつける。住民の意識調査の方法・問いかけについて検証。

取組① 食育・食農活動をPRすることで、町民の地産地消への意識を高める。

取組② 意識調査の手法を検討する。地産地消の課題などを炙り出せるような質問形式にする。

検討項目2 6次産業化等推進について

現状

- 芽室町においては農家個々が独自に加工、直売、販路開拓を実施している。
- 大規模農家も多い為、農家ごとに6次化に対する考え方は様々である。
- 6次化についての相談窓口は農政事務所などの専門機関がある。
- 商品開発を行う加工所が町内には無い。
- 町として6次産業化への環境整備を行い、間口が開いている状態にしたい。
- 6次産業化に対する市町村戦略は未策定である。

将来像 市町村戦略が定まっており、制度が周知され6次産業化しやすい環境

課題

課題(1) 町としての6次産業化支援策の方向性の決定

理由 現在、6次産業化への取り組みは農家個々で取り組みを行っている。町内農業者の6次産業化への展望の状況調査や、町内加工業者など異業種との連携強化、農政事務所、振興局等の関係機関との協議が必要。
また、新規で6次化を行う場合、商品開発を行う場が町内に無い。

施策の方向 6次産業化への環境整備

取組① 6次産業化市町村戦略を定める

取組② 6次化取組者や6次化検討者へのアンケート調査の実施

取組③ 商品開発の可能な町内加工施設設置の検討

取組④ 6次化に係わる専門知識の研修の実施

取組⑤ 6次化取組希望者の交流会

芽室町農業振興計画策定 全体スケジュール

日程	委員会	部会	町	議会
平成31年4月			計画策定体制等の検討	
令和元年5月				常任委員会へ進捗説明
6~7月			計画構成案の検討	
			委員・部会員の依頼・公募	
8月			委員・部会員の決定	
8月27日	第1回全体会議・第1回委員会・第1回部会			
9月				
10月			調査・検討→計画原案作成	
11月				
12月下旬		第2回部会	原案修正→計画素案作成	
1月			計画素案作成	
2月下旬		第3回部会	計画素案作成	
3月上旬	新型コロナウイルス感染拡大防止対応			
4月				
5月下旬				
6月下旬			計画素案修正	常任委員会へ進捗説明
7月上旬		第4回部会	計画素案修正	
7月中旬	第3回委員会		計画素案修正	
8月下旬		第5回部会	計画素案修正	
10月	第4回委員会		管理庁議	
11月			計画素案修正→ →最終素案作成	
12月上旬		第6回部会	最終素案微修正	
令和3年 1月上旬	第5回委員会		最終素案微修正	
1月中旬			管理庁議→計画案	
1月下旬				常任委員会へ計画案説明
2月			パブリックコメント	
3月中旬			計画の決定	
3月	第2回全体会議(第6回委員会・第7回部会)			